商品概要説明書

ＪＡマイカーローン(ニコス保証型)

福井県農業協同組合

（令和７年４月１日現在適用中）

１．商品名	・ＪＡマイカーローン（ニコス保証型）
２．ご利用いただける方	・当ＪＡの地区内に在住または在勤の方。 ・お借入時の年齢が満１８歳以上満７５歳未満であり、最終ご返済時の年齢が満８０歳未満の方。 ・継続して安定した収入のある方。ただし、新卒内定者で、入社月の３か月前以降の借入申込みの場合を除きます。 ・当ＪＡが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ・その他当ＪＡが定める条件を満たす方。
３．資金使途	・ご本人またはご家族が必要とされる次の資金（借入申込日から過去３か月以内にお支払済みの資金を含む。）が対象です。ただし、営業用自動車、個人間売買に伴う資金は除きます。 なお、借入にかかる諸費用（事務手数料、振込手数料、印紙代）については、資金使途に含めることができます。 ①自動車・バイク・除雪機（いずれも中古を含む。）のご購入資金およびご購入に付帯する諸費用 ②自動車等の点検・車検・修理費用、保険掛金 ③運転免許の取得のためのご資金 ④カー用品（カーナビ等）のご購入資金 ⑤車庫建設のためのご資金 ⑥他金融機関・信販会社等自動車ローンの借換資金（残価設定型クレジット含む。） ・農業従事者に限り、軽トラックを資金使途に含めることができます。 ・上記に加え、マイカーローン（残価設定型）における残価返済資金については、残価額を上限としてお借換いただけるほか、自動車の売却額が残価を下回った場合の不足額についても、その不足額を上限としてお借換いただけます。
４．借入期間	・据置期間を含め、６か月以上１５年以内 なお、新卒内定者の場合の据置期間は、初回ご融資日からご融資対象者の入社前月末までの範囲内とします（最大６か月）。 ただし、マイカーローン（残価設定型）における残価返済資金をお借換する場合は、残価設定期間を含め１５年（１８０か月）以内となります。
５．借入金額	・１０万円以上１，０００万円以内（１万円単位とし、所要金額の範囲内とする。） ただし、貸出実行時の年齢が満７１歳以上の場合については２００万円を上限とし、新卒内定者の場合については３００万円を上限とします。
６．借入利率	・当ＪＡ所定の利率 ・お借入利率には、年０．７９％の保証料を含みます。
７．金利情報の入手方法	・現在のお借入利率につきましては、当ＪＡ窓口までお問い合わせください。
８．返済方法	・元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年２回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の５０％以内、１万円単位。）のいずれかをご選択いただけます。
９．担　保	・不要です。
10．保証人	・当ＪＡが指定する保証機関（三菱ＵＦＪニコス株式会社）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。

<table>
<tr><td>11. 団体信用生命共済（保険）</td><td>・ご希望により当ＪＡ所定の団体信用生命共済（保険）のいずれかにご加入いただけます。
なお、選択される団体信用生命共済（保険）の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。
<table>
<tr><th>団体信用生命共済（保険）名</th><th>加算利率</th></tr>
<tr><td>団体信用生命共済（特約なし）</td><td>年０．２０％</td></tr>
<tr><td>長期継続入院保障特約付団体信用生命共済</td><td>年０．３０％</td></tr>
<tr><td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td><td>年０．３０％</td></tr>
<tr><td>がん保障特約付団体信用生命保険</td><td>年０．２５％</td></tr>
<tr><td>団体信用生命保険（ワイド）</td><td>年０．６０％</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>12. ９大疾病補償保険</td><td>・ご希望により上記の団体信用生命共済（特約なし）とあわせて「９大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。
年０．３０％</td></tr>
<tr><td>13. 手数料</td><td>・ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税含む。）が必要です。
①　全額繰上返済の場合・・・５，５００円
②　一部繰上返済の場合・・・５，５００円
・ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は５，５００円の条件変更手数料（消費税含む。）が必要です。</td></tr>
<tr><td>14. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容</td><td>・苦情処理措置
本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ支店、出張所または金融部融資課（電話：０７７６－５０－７６２１）にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。
また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。
・紛争解決措置
外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡ金融部融資課またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。
なお、以下の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。
福井弁護士会　（電話：０７７６－２３－５２５５）
京都弁護士会　（電話：０７５－２３１－２３７８）
愛知県弁護士会（電話：０５２－２０３－１７７７）</td></tr>
<tr><td>15. その他</td><td>・お申込みに際しては、当ＪＡおよび当ＪＡが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。
・書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。なお、電子契約の場合は印紙税が不要となりますが、１，１００円の電子契約サービス手数料（消費税等含む。）が必要です。
・現在のお借入利率やご返済額の試算については、当ＪＡ窓口までお問い合わせください。</td></tr>
</table>